

熊本県空き家活用促進モデル事業補助金

○ 目的

- ・地域の振興に資するモデル的な事業として、空き家を改修して活用する市町村の取組みを支援することで、地域資源を利用した持続可能な地域づくりを促進し、地方創生につなげることを目的とする。

○ 補助対象事業・補助率

- ・対象事業１：地域活性化型改修事業（補助率①又は②が対象）
地域活性化のため、宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設、地域への定住を促進するための市町村営住宅等の用に供されるために行う空き家の取得（用地費除く）、移転、増築、改築等
- ・対象事業２：セーフティネット住宅型改修事業（補助率②のみ対象）
住宅確保要配慮者※専用賃貸住宅の用に供するために行う空き家の改修
※「住宅確保要配慮者」とは、住宅の確保に配慮が必要な高齢者、子育て世帯、新婚世帯、UIJ ターンによる転入者、外国人等のこと。

R6 拡充

セーフティネット住宅家賃低廉化事業（補助率③のみ対象）

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の家賃に係る補助（ただし、空き家を活用し、県外からの移住者が入居する場合に限る）

- ・補助率：社会資本整備総合交付金交付要綱、住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱又は公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱に基づく市町村負担額又は市町村が民間事業者に補助する額のいずれか小さい額の 1 / 2 以内

①市町村が事業主体の場合

国 1 / 2、県 1 / 4、市町村 1 / 4

②民間事業者が事業主体の場合

国 1 / 3、県 1 / 6、市町村 1 / 6、民間事業者 1 / 3

③民間事業者（家賃低廉化を行う大家等）に対し補助を行う場合

国 1 / 2、県 1 / 4、市町村 1 / 4

（県補助金の限度額：1 万円 / 戸・月、合計 1 2 万円を限度）

○ 交付の条件

- ・国の社会資本整備総合交付金、空き家対策総合支援事業補助金又は公的賃貸住宅家賃対策調整補助金の交付決定を受ける事業であること。
 - ・補助事業者は間接補助事業者に対し、補助金を交付の目的に反して使用しないことを遵守させること。
 - ・事業計画が次のいずれかに該当すること。
 - ア) 申請に係る空き家が中心集落等※に存在していること。
 - イ) 市町村が定める「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」又はこれに類する計画に基づき、地域の拠点性の向上に資する事業であること。
- ※「中心集落等」とは、役場等の行政機能、事業所等の集積が見られる地域の中心的な集落（建築物の敷地相互間の最短距離が原則として 5 0 メートル以内で、建築物が連たんしている区域）をいう。
- ・対象の空き家が旧耐震建築物（昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に新築の工事に着手した建物）である場合については、事業完了までに耐震性を確保すること。

○ その他

- ・財産の処分の制限
改修等を行った空き家については、1 0 年以上管理するとともに、知事の承認を受けないで処分等を行ってはならない。

【担当連絡先】

熊本県土木部建築住宅局

住宅課 計画班

TEL : 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 4 7

熊本県空き家活用促進モデル事業 イメージ

R6.7.1 住宅課計画班

1. 地域活性化型改修事業

(例1)市町村が事業主体で、6,000千円の地域活性化のために資する空き家改修を行う場合

国1/2 ※1 3,000千円	県1/4 1,500千円	市町村1/4 1,500千円
--------------------	-----------------	-------------------

(国の補助の上限なし)

(例2)民間が事業主体(市町村が間接補助)で、6,000千円の地域活性化のために資する空き家改修を行う場合

国1/3 ※1 2,000千円	県1/6 1,000千円	市町村1/6 1,000千円	民間事業者1/3 2,000千円
--------------------	-----------------	-------------------	---------------------

(国の補助の上限なし)

※1 社交金の空き家再生等推進事業又は空き家対策総合支援事業補助金

2. セーフティネット住宅型改修事業

(例3)民間が事業主体(市町村が間接補助)で、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の用に供するため3,000千円の空き家改修を行う場合

国1/3 ※2 1,000千円	県1/6 500千円	市町村1/6 500千円	民間事業者1/3 1,000千円
--------------------	---------------	-----------------	---------------------

(国の補助の上限額 50～600万円)
※改修工事の内容による

※2 社交金の住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業

3. セーフティネット住宅家賃低廉化事業

(例4)家賃低廉化を行う大家等に対し、市町村が住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の家賃の一部を補助を行う場合

1月分の家賃低廉化補助額(80千円－40千円＝40千円)

国1/2 ※3 20千円	県1/4 10千円	市町村1/4 10千円
-----------------	--------------	----------------

※3 公的賃貸住宅家賃対策調整補助金

(条件)
低廉化前の家賃 80千円/戸・月
(近傍同種家賃と均衡を失しないこと)
大家が徴収する家賃 40千円/戸・月

(県の補助の上限額 120千円/戸・年)